平成 29 年度 事務事業評価シート

事務事業の概要・計画(PLAN)

事務事業名	鳥獣害防止対策推進事業	会計名称				_	一般会計		担当課	農林水産課				
争仍争未包	局飲音的工利水准连ず未	予算科目	款 1	1 項 3 目		事業番号 2490		所属長名	向井裕臣					
事業評価の有無	■ 評価対象事業 □	評価対象外事業	(事業の	概要・	結果のみ)			担当責任者名		池卢	列伸至		
法令根拠等	伊予市鳥獣害防止総合対策事業実施要領等									【開始】	平成	18 :	年度	
総合計画での	産業振興都市の創造								実 施 期 間	【終了】	平成	:	年度(予定)	
位置付け	魅力ある農業の振興												設定なし	
総合計画における 本事業の役割	魅力ある農業の振興のための鳥獣被害防止													
事業の対象	伊予市鳥獣害防止総合対策協議会等				事業の目	的		大する野生鳥曽	進体制の構築や防止 状類による農作業被 単を図る。					
事業の内容 (整備内容)	農作物被害防止を図るための推進体制の整備事業、個体 購入・配置)、研修会の開催事業、鳥獣害防止施設の整備 ト等)等				年度の誤ける具体 改善策	的な	果的な防止に刻	努める。また、	や猟友会と協議し、 地域農業の有識者 5止に努める必要性	ヘイノシミ	/等の習(置場所 生につ	を決定し効 いての研修	

事業活動の内容・成果 (DO)

	不/口30	02 L 1-F	150.	札 (DU)	<u> </u>																
		事			費 及 び			尺 (1			事		活	動の		績		活 動	指標)	
	項		- 1	∄	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項	目		単位	28 4	年度実績	29	年度予定	9月末の実績	29	年度実績
谨	接	事	業	費	11, 719	30	13, 479	0	0	11, 450	0										
	囯	車	支 出	金		0	0	0	0	(0 果樹被害面積			ha		41.55		37. 15			13.75
財源	」	支	出	金	8, 268	0	7, 583	0	0	7, 596	6										
源内		<u>t</u>	方	債		0	0	0	0	(0										
訳		<u>-</u>	の	他		0	0	0	0	(0 稲被害面積			ha		4.05		3. 5			2. 2
	_	- 般	財	源	3, 451	30	5, 896	0	0	3, 854	4										
耶	銭員のノ	人工(にんく)数	0. 25	0. 25				0. 25	5										
1,	人工当	たりσ)人件	費単価	8, 086	8, 017				8, 017	7 野菜被害面積			ha		1.4		1			0.4
>	· 直	妾事業	費+丿	件費	13, 741	2,034				13, 454	4										
	主	な実績	拖主体		伊予市鳥獣害防 協議会	5止総合対策	実施形態(補 理料・委託料	助金・指定管 等の記載欄)													
					ウェミモ年間の	古位市業弗の	\ \ ###\$		30	年度	31 年度	3.	2 年	F度	33	年度		34 年	度 5年	間の	合計
					向こう5年間の (=	恒接争未負の 千円)	7任19			16, 000	16, 000		16	6, 000		16, 000		16,	000		80,000
									単位		区分年度	28	年	度	29	年度	30) 年	度 目標	毎	年度
			指析	票	当該年度の被害	評面積/前年度	の被害面積×1	00	%	_	目標	10	0以下		1000	厂		100以下	1	00以	下
	成果指標	指標語	没定の	考え方	当該年度の被害 測定する。	評面積と前年度	ぎの被害面積を	比較することで	で事業効果を		実績	1	22. 9		39.	3					
		指標	で表t 効果		一部国費によりる。	、推進事業	(ソフト) と整	備事業(ハート	、)を一体的に	実施すること	が可能な事業で	ぶあり、 ;	総合的	的な鳥獣害	対策の	実施によ	よる大	きな事業	効果が認めら	れる゛	ものであ

事務事業評価 (CHECK)

伊予市農業振興センター鳥獣害担当者会や伊予市鳥獣害防止総合対策協議会等の連携により、本事業の有効活用による「攻め・守り・体制整備」の対策を効果的に実施している。

() -	度の途中	経過)							
事	自		目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 報ね、施策の目的に沿った事業である。 2 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が		事業	狩猟免許取得者等への支援充実と、地域や猟友会との協議による柵や捕獲箱の設置場所の決定等より効果的な防止に努めた。また、地域農業の有識者等へ、主にくくり
	己	妥当性	社会情勢等への対応	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず 見直しが必要である。	4	14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B	A	成 果	罠の設置をテーマとした研修を実施することにより、有 害鳥獣の生態を学ぶと共に、地域ぐるみでの被害防止に 努める必要性の周知・啓発を実施した。
	判		市の関与の妥当性	1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	4	5∼ 7 : C 3∼ 4 : D		·	
務	定		事業の効果	1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が		夫し	
	担	有効性	成果向上の可能性	市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4	14~15 : S 10~13 : A	A	た点	
	当		施策への貢献度	1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3	8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D		事業の	伊予市鳥獣害防止総合対策協議会等が主体となり「攻め・守り・体制整備」の対策を一体的に実施して高い効果を上げている。引き続き、地域、猟友会、農業振興セ
事	責		手段の最適性	2	5	∆=1. ± <i>4 8</i>		苦労	ンター担当者会等が連携強化を図り、より効果的な事業 展開を図ることが必要である。なお、今年度の被害面積 減少については、台風到来等気象災害による被害が多発
	任	効率性	コスト効率	2	4	合計点が 14~15:S 10~13:A	A	した	し、原因が気象災害か鳥獣被害か判別できないことが影響したことと、捕獲数減少も台風到来による捕獲不可な時期が頻発したこと等が影響したものと推察される。
	者	が十正	市民(受益者)負担	7 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	4	8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D	11	点 • 課	
業			の適正	3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 2 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	1			題	■ 事業継続と判断する。
			目的の妥当性	3 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 この事業では施策の目的を果たすことができない。 5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	4	合計点が 14~15: S		事	□ 事業縮小と判断する
	次	妥当性	社会情勢等への対応	4 3 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4	10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C	A	業の	□ 事業廃止と判断する (判断の理由)
Ø	判		市の関与の妥当性	4 3 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4	3∼ 4 : D		方	本事業は、「鳥獣保護管理法」に基づく様々な被害防止 のための諸施策の総合的な取組について支援する事業で あり、その効果は高いと認められるため継続と判断す
	定		事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 2 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が		向性	あり、その効果は高いと認められるため継続と判断する。
	~	有効性	成果向上の可能性	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4	14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B	A	所	本事業は、法律に基づき市鳥獣害防止総合対策協議会等
評	所		施策への貢献度	5 施楽推進への貢献は多大である。 4 施楽推進に向け、効果を認めることができる。	4	5∼ 7 : C 3∼ 4 : D		属	が「攻め・守り・体制整備」の観点から総合的に実施する各対策への支援であり、その効果は高いことから、引き続き同協議会・猟友会・農業振興センタ-等の連携によ
	属		手段の最適性	1 施策推進につながっていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が		長の	る、なお一層の成果醸成に努めるのみである。なお、地域共同で導入された進入防止柵や、貸与している箱わな等の維持・更新については、個別に留意する必要があ
			i e	1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。				課	る。
	長	効率性	コスト効率	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3	14~15 : S 10~13 : A	A		
価	長	効率性	コスト効率 市民(受益者)負担 の適正	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	3 4		A	題認識	

			一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。		
施					
策	=		一次判定結果のとおり事業継続と判断する。	\Rightarrow	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進 に努め、今年度の事務事業評価シートに
を			一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		反映させること。
踏	次				
ま					
え た	判	-	- 次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 イノシシについては人家の近くで目撃されるところまで来ている。 現時で人命に関わる被害はないが更なる事業展開が必要となるため、行政評価委員会に諮ることとする。		
判	定			-	
断			一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	_	
			既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申 価

答申の内容

- ・市民の安全を図るために非常に重要で意義のある事業である。
- ・被害の把握の仕方が難しい。人間と鳥獣の共存共栄という意見もある。大事な事業だけど難しいところがある。
- ・鳥獣は1か所にいるわけでもないし、市町をまたがって移動していると思う。引き続き安全のために頑張ってほしい。
- ・予算を補填する意味でもジビエという取組がある。そういう仕組みを取り入れれば少しは事業が進むのではないか。
- ・わなや柵は有効であるが、管理していないと破られると意味がない。人間や農作物への被害を極力抑えるためにも、事業としては継続していただきたい。
- ・行政の資金面もあると思うが、続けていただくしかない。猟友会の体制についても周知を行い、ご尽力いただきたい。
- ・免許取得の補助金を出しても担い手不足は解決しない。何か別の切り口で考えないといけない。

今後の方向性 (ACTION)

の 最終 判 断

事業の方向性

□ さらに重点化する。
 ■ 現状のまま継続する。
 □ 右記の点を見直しの上、継続する。
 □ 事業の縮小を行う。
 □ 事業の休止、廃止を行う。

コメント欄

電気柵等々守り主体の事業である。県の補助金も予算の範囲内となっており、重点化は難しい。